

平成26年9月、東京都に対する要望項目と同一内容で都議会3党派(自由民主党、公明党、民主党)に要望活動を行いました。このたび都の回答が会派を通じて届きました。

一 改正品確法に基づく建物維持管理等に関すること

品確法の改正についての東京都の見解及び今後の対応を。

契約面では、総合評価方式の活用や複数年度契約の活用などサービスの品質確保に向けた取組を進めています。

保全面では、現在、都有建築物の適切な保全を図ることを目的として、東京都建築物等保全規程に基づき、各種基準を作成しています。

また、建物維持管理に携わる職員向けに業務ガイドラインを作成するとともに、定期的に業務講習会を開催するなど、建物維持管理に従事する職員の育成を図っています。

今後、国が策定する予定の発注者共通の運用指針の内容を見極めたうえで、建築物の適正な維持管理の確保に向けた取組を検討していきます。

(所管部 財務局経理部)

二 総合評価制度及び複数年度契約制度の拡充に関すること

1 総合評価方式の適用・拡充を強く願います。

(1) これまでの試行結果

を総括し、本格実施に向けた基本方針を。

都民の安全・安心を確保する観点から、特に質の高い履行が求められる案件について、事業執行局に働きかけ、可能なものから順次導入の拡大を図っていく方針です。

(所管部 財務局経理部)

(2) 本格実施に当たっては1件5千万円以上の総合管理業務すべてに適用を。

実施に当たっては、金額による基準を一律に設けるのではなく、施設や業務の特性を踏まえ、個別具体的に判断しながら対象業務を選定していきます。

(所管部 財務局経理部)

(3) 試行拡大に当たっては、病院、都庁舎以外の種別、設備管理、警備以外の業務にも拡大を。

病院や都庁舎以外の都有施設や建物管理及び警備業務以外の業務への試行拡大を、現在検討しているところです。平成27年度の準備契約において、建物管理や警備以外の業務についても、総合評価方式の導入を図る

よう、事業所管局に働きかけています。

(所管部 財務局経理部)

(4) 総合評価方式の適用物件は、複数年度契約を原則に。

複数年度契約の拡充にあたっては、長期継続契約による実施が多くを占めていますが、履行条件の変化への対応など課題もあることから、案件の特性に応じて債務負担行為の活用も含め、今後検討していきます。

(所管部 財務局経理部)

平成27年度 東京都所有の建築物の維持管理に関する要望の回答

(5) 総合評価の配点は、技術点を重視し、価格の割合を低くし、環境配慮、障害者雇用率、協会加盟を加点要素に。

総合評価の配点については、技術点をより重視する観点での制度の見直しを図るとともに政策的な評価項目として、環境配慮の取組、女性の活躍促進、障害者雇用率の達成状況などを加点の対象としていく予定です。

(所管部 財務局経理部)

(6) 総合評価方式入札に

はJVでの参加も認めること。

(所管部 財務局経理部)

「事業協同組合」の活用など、中小企業の参入機会の確保を図ってまいります。

2 複数年度契約に関するも、試行の拡大を図るとともに、本格実施の基本方針を明らかに。

複数年度契約の拡充にあたっては、長期継続契約による実施は多くを占めていますが、履行条件の変化へ

(所管部 財務局経理部)

社会保険等の加入状況につきましては、平成27・28年度の物品・買入れ等の定期資格申請において、電子調達システムを改修することにより新たに申請項目として設定し、確認を行っています。

(所管部 財務局経理部)

平成27年度準備契約から、一部案件において、試行的に証明書類等を確認してまいります。

(2) 事業者の技術力、経営力等について適切に審査・評価できる体制整備を。また、履行確保のために積

算内訳書、業務履行提案書や誓約書の提示の要求を。

(所管部 財務局経理部)

落札者の決定に当たっては、契約の履行確保の観点から、必須の評価項目を示した場合、その評価項目を全て満たしていることを条件とする。また、総合評価により評価した性能等については、全て契約書(仕様書を含む)にその内容を記載するなど、今後とも、履行の確保を図っていきます。

(所管部 財務局経理部)

(3) 履行評価制度は、全国ビルメン協会認定のインスペクター等の専門家による品質評価を活用し、外部専門家も含めた履行評価の実施を。履行不良な業者については、業者名を公表し、翌年度の入札参加から外すなど毅然とした措置を。

現在、業務委託に関する履行成績評定は、事業執行部署が行っているところですが、品確法の趣旨を実現していくために、評価項目の具体化など評価制度のさらなる充実に向けた検討を進めていきます。

(所管部 財務局経理部)

(4) 十分な予算措置及び適正な予定価格の設定に関すること

良好な品質の確保、適切な施設管理は、引き続き要望。

(1) 品質確保に不可欠な適正な施設管理予算の確保を。

都が所有する建物は、高度経済成長期と平成初期に整備されたものが集中しており、今後老朽化が進むことうした施設の維持・更新を着実に進めることが必要であると認識しています。

引き続き日常のメンテナンスに力を入れていくとともに、施設の改築・改修や耐震化を計画的に推進していきます。

建物維持管理の予算については、都を取り巻く財政環境等を踏まえ、所要額を計上しており、労務費の上昇などの社会状況の変化に的確に対応するなど、今後とも適切に対応していきます。

(所管部 財務局主計部)

(2) 積算能力や事業者の提案内容の審査能力などの一層の向上と、適正な予定価格の設定を。

建物維持管理については、適切な仕様書の作成を徹底させるとともに、最新の労務単価等を踏まえ、事業内容に応じた所要額を計上するよう起工部署に働きかけています。

今後さらには、こうした事業の実施状況や関係局における調整を踏まえて、障害者雇用促進のあり方について検討してまいります。

都庁舎における知的障害者の雇用管理に関する実地調査は、平成22年度から2年間行い、その成果を知的障害者の雇用の確保と定着化に資するようマニュアルとしてまとめ、公表しました。

また、平成24年度から2年間、同マニュアルの有効性を検証するための調査を実施し、マニュアルの充実を図り、改定版として公表しました。

平成26年度からは、産業労働局の城東職業能力開発センター(江戸川校)において、清掃業務に従事することを通じた障害者の就労支援を実施しており、平成27年度も同事業の継続を図っております。

今後さらには、こうした事業の実施状況や関係局における調整を踏まえて、障害者雇用促進のあり方について検討してまいります。

(所管部 産業労働局雇用就業部、財務局・福祉保健局共管)